



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
11月13日
第4500号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

| | |
|-----------------------------------|---|
| ○ 告示 | |
| 道路区域の変更(道路課) | 1 |
| 道路の供用開始(道路課) | 1 |
| ○ 公告 | |
| 県営土地改良事業計画決定公告(耕地課) | 2 |
| 換地処分公告(耕地課) | 2 |
| ○ 農業農村振興事務所公告 | |
| 土地改良区設立認可申請適否決定公告(大津・南部) | 2 |
| 土地改良区役員退任および就任公告(高島) | 3 |
| ○ 公安委員会規則 | |
| ※滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則(地域課) | 4 |
| ○ 公安委員会告示 | |
| ※琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則の一部改正(地域課) | 4 |

告示

滋賀県告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年11月13日から平成30年11月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|------|-----------------------|---------|-------------------|--------|---|
| | | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 国道 | 303号 | 長浜市木之本町音羽字黒瀬334番4地先から | 変更後 | 最小7.5m 最大40.4m | 610.4m | 道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり |
| | | 長浜市木之本町川合字白子875番4地先まで | 変更前 | 最小7.5m 最大27.9m | 610.4m | |

滋賀県告示第475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年11月13日から平成30年11月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|--------|---|------------------|---------|
| 国道306号 | 長浜市木之本町音羽字黒瀬269番1地先から 長浜市木之本町音羽字黒瀬233番地先まで | 平成30.11.14 9時 | L=33.5m |

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営田上地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))に係る土地改良事業計画を平成30年11月6日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営田上地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))事業計画書の写し
 - 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市産業観光部田園づくり振興課
 - 縦覧期間 平成30年11月13日から平成30年12月12日まで
- この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成30年12月27日までに審査請求をすることができる。

換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営土地改良事業相谷地区相谷工区の換地処分を平成30年10月29日にした。

平成30年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営土地改良事業三津屋地区の換地処分を平成30年10月29日にした。

平成30年11月13日

滋賀県知事 三日月 大造

農業農村振興事務所公告

土地改良区設立認可申請適否決定公告

大津市森三丁目3番30号大谷和之ほか14人から提出のあった田上土地改良区の設立認可申請に対し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により土地改良事業計画および定款を審査した結果平成30年11月6日に適当であると決定したから、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月13日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 中田 住久

- 縦覧に供する書類
 - 田上土地改良区定款の写し
 - 田上土地改良区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市役所産業観光部田園づくり振興課
- 縦覧期間 平成30年11月13日から平成30年12月12日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に文書で異議の申出をすることができる。

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今津東部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年11月13日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 南 重 治

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|-----------------|
| 理 事 | 藤 原 恒 | 高島市今津町深清水1061番地 |
| ” | 藤 原 敏 夫 | 同 所1193番地 2 |
| ” | 森 下 英 雄 | 同 所722番地 |
| ” | 藤 原 徳 次 | 同 所607番地 |
| ” | 大 村 登 | 同 市今津町桂523番地 1 |
| ” | 原 田 佳 和 | 同 所554番地 |
| ” | 橋 本 伊 佐 武 | 同 市今津町北仰348番地 |
| ” | 橋 本 昌 明 | 同 所309番地 |
| ” | 赤 尾 英 文 | 同 市今津町日置前193番地 |
| ” | 松 本 郁 雄 | 同 所614番地 |
| ” | 三 田 村 喜 廣 | 同 市今津町福岡1036番地 |
| ” | 三 田 村 喜 芳 | 同 所1038番地 |
| ” | 桂 田 博 行 | 同 所158番159番併地 |
| ” | 飯 田 真 一 郎 | 同 所149番地 |
| ” | 采 野 哲 平 | 同 所812番地 |
| ” | 采 野 俊 夫 | 同 所830番地 |
| ” | 水 田 弥 平 | 同 市今津町浜分1331番地 |
| ” | 水 田 辰 治 郎 | 同 所1338番地 |
| ” | 前 田 知 | 同 所1014番地 |
| ” | 弘 部 和 男 | 同 所339番地 |
| ” | 古 川 隆 | 同 所599番地 |
| 監 事 | 堀 田 金 一 郎 | 同 所698番地 |
| ” | 采 野 武 正 | 同 市今津町福岡460番地 1 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|------------------|
| 理 事 | 棟 方 清 和 | 高島市今津町深清水994番地 |
| ” | 清 水 博 行 | 同 所996番地 2 |
| ” | 岡 本 義 治 | 同 所648番地 |
| ” | 山 口 茂 和 | 同 所567番地 |
| ” | 沢 田 佐 次 郎 | 同 市今津町桂512番地 1 |
| ” | 原 田 佳 和 | 同 所554番地 |
| ” | 橋 本 安 弘 | 同 市今津町北仰301番地 |
| ” | 橋 本 昭 也 | 同 所352番地 |
| ” | 東 伊 志 朗 | 同 市今津町日置前331番地 1 |
| ” | 松 本 正 一 | 同 所497番地 |
| ” | 三 田 村 喜 廣 | 同 市今津町福岡1036番地 |
| ” | 三 田 村 喜 芳 | 同 所1038番地 |
| ” | 桂 田 博 行 | 同 所158番159番併地 |
| ” | 飯 田 真 一 郎 | 同 所149番地 |

| | | | |
|----|------|---|---------------|
| 〃 | 采野哲平 | 同 | 所812番地 |
| 〃 | 足立均 | 同 | 所446番地 |
| 〃 | 水田弥平 | 同 | 市今津町浜分1331番地 |
| 〃 | 水田一夫 | 同 | 所1418番地1 |
| 〃 | 前田知 | 同 | 所1014番地 |
| 〃 | 弘部和男 | 同 | 所339番地 |
| 〃 | 古川隆 | 同 | 所599番地 |
| 監事 | 橋本直純 | 同 | 市今津町北仰318番地1 |
| 〃 | 桂田隆司 | 同 | 市今津町深清水894番地2 |

公安委員会規則

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月13日

滋賀県公安委員会委員長 堀井とよみ

滋賀県公安委員会規則第12号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則(平成2年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の適用を受けるプレジャーボートの操船者または乗船者(水上スキー等に乘せてけん引することを目的として乗船させる者のうち、前項第4号または第5号に掲げる救命胴衣等を着用する者を除く。)が着用すべき救命胴衣等は、当該船舶に救命設備もしくは特殊設備として備え付けられ、または当該船舶に持ち込まれた前項第1号から第3号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかに該当するものとし、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第2条第2項第1号イに規定するプレジャーボートの操船者または乗船者(水上スキー等に乘せてけん引することを目的として乗船させる者のうち、前項第5号の救命胴衣等を着用する者を除く。)が着用すべき救命胴衣等は、前項第1号から第4号までのいずれかに該当するものとする。

第5条第2号中「(昭和8年法律第11号)」を削る。

付則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第121号

琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則(平成2年滋賀県公安委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

平成30年11月13日

滋賀県公安委員会委員長 堀井とよみ

第2章(3)中「いいます」を「いい、いわゆるミニボート(長さ3メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が1.5キロワット未満の小型船舶をいいます。)もプレジャーボートに含まれます」に改める。

第5章第3節の1を次のように改める。

1 救命胴衣等の着用

プレジャーボートの操船者は、操船者自身はもちろん、乗船者全員に次の表に掲げるプレジャーボートの種別等に応じた救命胴衣等の救命具(救命胴衣、浮力補助具など公安委員会規則で定める救命設備をいいます。以下同じ。)を着用させることが義務付けられています。ただし、船室内にいる場合や溺れている人を救助する場合等には、着用が免除されます。

| | |
|--------------|-------------------|
| プレジャーボートの種別等 | 着用すべき救命胴衣等 |
| | 次のアまたはイに該当する救命胴衣等 |

| | |
|--|---|
| 船舶検査を必要とするプレジャーボート | ア 救命設備または特殊設備として船舶に備え付けられたもの イ アに相当する性能を有するものとして持ち込まれたもの（国土交通大臣が認めたものに限る。） |
| 水門等によって流水が貯留されている内湖のみで航行するプレジャーボートのうち、船舶検査を必要としないもの（ミニボートを除く。） | ①～④のいずれか |
| ミニボート | ①～⑤のいずれか |
| 水上スキー等によりけん引する目的でプレジャーボートに乗船させた場合（当該乗船者に限る。） | ①～⑤のいずれか |

- ① 小型船舶用救命胴衣（小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第53条に規定する小型船舶用救命胴衣をいいます。）
- ② 小型船舶用浮力補助具（小型船舶安全規則第54条の2に規定する小型船舶用浮力補助具をいいます。）
- ③ 作業用救命衣（船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第311条の20、小型船舶安全規則第99条の2または小型漁船安全規則（昭和49年農林省・運輸省令第1号）第43条の2に規定する作業用救命衣をいいます。）
- ④ 救命胴衣（船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第29条に規定する救命胴衣をいいます。）
- ⑤ その他前各号に準ずる性能を有する救命胴衣等（落水時に人を浮かせる性能を有する救命胴衣等の救命具をいいます。）

第5章第3節の2中「場合、」の右に「1の表中①から⑤までのいずれかに該当する」を加え、「これら」を「水上スキー等」に改める。

付 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

